# 企画2

# 同性婚法制化までの軌跡から私たちが学べること ~映画「ジェンダー・マリアージュ」上映会&講演会~

開催:2020年10月17日

場所:ZOOM 開催

共催:くまのみ、クツシタカラ、グローバル・コンサーン研究所

レインボー・ブックフェアに協力してくれた学生団体のメンバーから、大学という場において同性婚について議論される機会が少ないという問題意識の下、アメリカのドキュメンタリー映画「ジェンダー・マリアージュ」の上映会を開きたいという提案があり、本イベントが開催されることになりました。

映画配給会社のユナイテッド・ピープルが 2020 年 12 月まで ZOOM 上映会を解禁していることから実現しました。映画がアメリカの法律や裁判に関わるものだったため、明治大学 法学部の鈴木賢教授から日米の法制度の違いについて簡単な解説をしていただいたのち映画 を視聴し、上映後は台湾など海外と日本の同性婚の違いについてご講演いただきました。

# 婚姻平等化の意義について —「ジェンダー・マリアージュ」からの示唆—

鈴木 賢

明治大学法学部教授、北海道大学名誉教授。中国法、台湾法専攻。北海道 LGBT 連合会顧問、自治体にパートナーシップ制度を求める会世話人。1996 年レインボーマーチ札幌を創始。最近は台湾の同性婚法について研究。

映画を観ているいるな想いを抱いたと思いますが、これをきっかけに婚姻の平等化について考える論点をいくつか出してみたいと思います。まず、アメリカの同性婚運動を見ていただいたわけですが、アメリカの特徴といいますか、日本との違いをすごく感じました。3つぐらい書いてありますが、要するに「言葉によるバトル」を徹底してやる、とにかく口に出して議論する社会なのだと思います。すると、対立構造が可視化されるわけです。まさに、この同性婚めぐる問題は政治的闘争、攻防だということがわかります。また、反対派も非常

に可視化されていますね。法廷の外でもプラカードを掲げたり、ヘイトスピーチのようなことを叫んだりした人たちがいるのです。それから、同性婚を禁止するための法律ができたり、激しいぶつかり合いになったり、敵がよく見えるということがよくわかります。

この裁判は、最終的に原告が勝つのですが、その過程で保守派を巻き込む戦略を取っています。保守派の弁護士さんとも一緒にやっていますし、「愛する2人が結婚して、それで幸せ」というありきたりの物語に乗っかっているわけです。ロマンティックラブイデオロギーなどと言いますが、本当に結婚を特別なもの、価値があるものとして、結婚の卓逸性を承認しているのです。これは、ある意味、非常に古いイデオロギーに乗っかっているわけです。それをあえて選択したのだと思いますけど、大きく規範を変えていくときには、あえて保守的な言説に相乗りすることで、それを進めようという戦略が取られていることがわかります。

それに比べると、日本はいろいろな点で違うと感じます。今、丁度起きている、学術会議会員の指名の拒否の問題にも表れていますが、何と戦っているかわからないのです。つまり、拒否している側が理由を言わないわけです。だから、議論が全く成り立たないのです。こうしたことはとてもよく起こります。つまり、対立構造を言葉で表さない。これは、同性婚問題についても同じです。後で話しますが、反対者がなぜ反対しているのかが非常にわかりにくい。やはり、敵が見えませんので、何と戦っているのかわからない。日本は非常に特殊な困難性を抱えているという気がします。

まず、そもそもそのLGBTQ、性的マイノリティという問題ですが、それは何なのかを考えたいと思います。当事者の家族が抱える問題を研究されている、三部倫子さんという若い研究者がこういうことを言っています。「マイノリティというのは、数の多いとか少ないとかいうことによってマイノリティになるのではない」。よく女性もマイノリティだと言いますが、実は女性は人口の半分以上を占めるわけです。女性の方がだいたい人口の割合が多いので、どうして半分もいる人がマイノリティなのか。要は、「1つのモデル以外の在りようを許さない社会、これが人をマイノリティにするのだ」と言っています。「異性愛者と、性自認と体の性が一致しているシスジェンダーをモデルとする社会を生きている」。そこから外れる人たちを排除したり、差別したり、低く評価したりすることによって、マイノリティは生まれるのです。つまり、マイノリティというのは規範によって作り出されます。マイノリティ問題の根本には、規範というものがあることになります。

LGBTQ の場合は、要するにスティグマが貼られているわけです。根元に規範がある。規範というのは、実はいろいろなものから成り立っています。社会規範、宗教規範、道徳、あるいは今日出てきている法、政治。よく同性愛者に対して、アブノーマルという言葉が投げ掛けられたりしますが、ノームは規範という意味です。アブノーマルは、規範から外れているという意味なのです。LGBTQの人たちに、スティグマを貼る規範を支えるイデオロギーです。考え、思想と言ってもいいですが、その背景にあるのは何かというと、性別二元主義

です。つまり、人間には男と女しかいない。どちらかでしか成り立っていないという考え方です。強制異性愛主義と言ったり、あるいは異性愛ショービニズムと言ったり、単に異性愛主義と言ったりしますが、要するに、異性愛だけが正常で自然で伝統的だと認識する。そこから外れるあり方を、異端視し、低く扱う思考体系、考え方が規範の裏にはあるのです。この異性愛主義は、同性愛者恐怖症とも結びついていて、双子の兄弟と言われたりしますが、今日の映像の中にもあった反対派の人たちは、やはり同性愛を恐れているのです。

また、結婚規範というのは、実は異性愛主義の根源にある問題だと思います。つまり、異性間でしか婚姻が成立しないという法規範は、異性愛主義を支える根源にある規範だと思います。この規範がある限り、同性間の親密な関係というのは、公的空間から排除される。私的な空間にあることを禁止することはできないですが、少なくとも公的空間から排除する、という力学を生むのだろうと思います。日本はまさにそうで、同性愛者は私的な空間で生活し続けるということになります。なかなかこの規範が変わらないのは、異性愛主義から利益を得ている人たちがいるからだと思います。その人たちが、抵抗するわけです。

規範を変えることに、既得権益者、つまり裕福な高齢男性は一番強く反対します。女性や若者は比較的柔軟です。それはなぜかと言うと、異性愛規範からあまり利益を得ていないのです。どうでもいいのです。変わっても、自分とあまり関係がない。このイデオロギーは、やはり家父長制と結合して、男性による女性支配を基礎付けているのだろうと思います。困難は、実は LGBTQ 内部ではなく、外にあるのだということです。障害者の方々に対する認識の仕方が、医療モデルから社会モデルに変わりつつあると言われますが、問題は障害者の中にあるのではなくて、外の規範にあるのだと考える。これは、LGBTQ の問題も同様だと思います。

結婚規範というのは、異性愛の制度化の根源だと思いますので、私はこれを変えない限り、LGBTQに対する差別偏見の問題は解決しないと思います。これは1丁目1番地、最初に取り組むべき課題、ゴールでも何でもない出発点です。その婚姻に関わる規範を変えよう、という主張をしているわけですが、伝統的な婚姻が崩壊するという議論がよく出されます。しかし、そもそも婚姻というのは、歴史的にいろいろな変遷を遂げてきているのです。1つのあり方がずっと続いてきているのではありません。前近代においては、戸主とか親とか親族によって他律的に結婚させられていました。当事者は、実は当事者ではなかったのです。人種とか、家柄とか、出自とか、財産とか、そういうものによって相手が決まっていたのです。

それが近代になって、婚姻の当事者が自分の意思で決められるようになったのです。そこには、ロマンティックラブイデオロギーみたいなものがある。要するに恋愛です。日本で恋愛結婚が広がるのはそもそも戦後からです。恋愛と結婚とは別々のものだったのです。そもそもこれが一緒になるのは、近代になってからです。同性の結婚、それはさらに次の世代の結婚なのだと思います。いわゆる現代の結婚です。日本の場合は、結婚の氏もそうです。ま

だ1つの氏にしなさい、ということになっています。これは、前近代の結婚を少し引きずっているところが、まだあるのだと思います。このように、結婚はどんどん変わっていくものであり、伝統的な、何か普遍的な結婚のスタイルがあるのではありません。なので、伝統的な婚姻が云々という人は、いっそのこと元に戻ったらいいのではないかと私は思うのです。もう前近代の結婚に戻したらいいのではないですか。そうでないと中途半端です。いずれにしろ、結婚というのは、変わるものであることを押さえておきたいと思います。

また、よく結婚というのは、子供を産み育てるための制度だと、この映画の中の反対派もそういう主張しています。同性婚に反対の家族法研究者である水野紀子さん。彼女は、「婚姻というのは子供を育てるための繭だ」という言い方をするのです。しかし、これも映画で言っていましたが、異性間ならば子どもが産まれない、産まないカップルでも結婚できるのに、同性愛間では一切結婚できないのです。これは、何を示すかというと、ダブルスタンダード、差別です。なので、子供を産むための制度であると主張するのであれば、子供を産まない人から結婚を奪わなければ、理屈は一貫しません。したがって、子供を産まない人の婚姻を無効にしてから、同性婚に反対して欲しいと思います。

それから、婚姻からの排除は、やはり承認の否定なのだと思います。台湾でこういうことを言っている人がいます。「大多数の同性愛者とって、異性愛の一夫一婦の婚姻と家族こそが、異性愛強制の元凶であり、同性愛者としてのライフスタイルの敵である」。これは、日本の同性愛者にとってもずっとそうだったと思います。なので、なかなか同性間の婚姻の要求をしてきませんでした。これは台湾でもそうですけど、ごく最近のことです。なぜかと言うと、同性愛者にとって婚姻は不幸のシンボルみたいで、つまり一番嫌な異性愛を強制されることだったのです。この嫌なことを、自分たちによこせと主張するというのは、非常に難しかったと思いますが、諸外国でどんどん同性間の婚姻ができていくにつれて変わっていきました。

日本でも、同性婚に反対する人たちには、反対する理由を同性婚が先行した国の実情から探してもらいたいものです。もう既に世界で 30 カ国の国で同性婚が始まっているのです。オランダでは、もう 20 年も経つのです。では、そういう国では何が起きているかを調べて欲しいと思います。何かネガティブなことが起きているのか。妄想とか空想しても、意味がありません。先行している国が 30 カ国もあるのです。なので、そこへ行って調べてほしいです。何か困ったことが起きるってことであれば、証拠を出してほしいです。私の知る限り、何も困ることは起きてない。どの国でも聞いたことがないのです。日本は遅れた国ですので、経験がありませんが、前に進んでいる 30 カ国を調べたらいいと思うのです。

よく同性カップルは婚姻制度がなくったって、2人で生きることは可能なのだから、勝手にすればいいのではないか。別に婚姻として国から認められなくても、カップルとして生きていくことは禁止されているわけじゃないので、いいのではないかという人がいるのです。しかし、そうではないということを、昔はゲイリブと言われていたゲイリベレーション、ゲ

イの解放運動創始者な立場にある方、大塚隆史さんは仰っています。周りからユニットとして扱われるのは、カップルにとってけっこう大事なことです。それはカップルとしての自覚を、2人それぞれの気持ちの中に作り上げるからです。そして、その自覚は関係を支える大きな力となります。実はカップルはカップルだけで成り立つわけではなく、カップルをカップルとして認め尊重してくれる他の人がいて初めて成り立つものなのですね。カップルとは、無人島で2人だけで住んでいるのではないのです。カップルをカップルとして扱う社会、それがカップルを成立させているということです。つまり、オーディエンスがいないとカップルは成立しないのです。そのオーディエンスを形作る、公式化するのが、結婚という制度なのだと思います。それがない下で、2人で生きていくことは、荒野の中を彷徨うようなものです。

日本では法的な婚姻ではありませんが、2015 年から自治体のパートナーシップ制度が広がりつつあります。現在、60 の自治体で1300 組を超えるカップルが利用しています。ここでは、59 になっていますが、現在 60 自治体になりました。15 年から始まって、今年になって急に増えています。おそらく12 月までに、さらにいくつかの自治体で導入されるだろうと思います。私は先ほど規範がLGBTQを苦しめていると言いましたが、日本でも婚姻をめぐる社会規範が変わり始めているのだと思います。ただ、法規範までは変わっていませんが、社会規範は変わり始めているということを意味するのだと思うのです。

今、日本でも同性婚を求める訴訟が、5つの地方裁判所で起こされています。しかし、国の主張はどの裁判所も同じです。東京の裁判所の傍聴に行った際、国側の代理人は、同じことを 10 回以上言ったと思います。壊れたテープレコーダーではないかと言っている人がいましたが、それは何かというと、「婚姻は両性の合意によって成立するものとされ、同性婚の成立は想定されていない」という台詞です。それ以外はないです。同性婚訴訟での国の主張は、想定されていない、これなのです。

実は、原告は現行規範の変更を要求しているのです。今は、同性間に婚姻が成立しないので、それを成立するようにしてほしい。つまり、異性婚に限定している法規範を変えてほしい、こう主張しているのです。対して、国側は「今の規範はこうなっています」ということを繰り返し言っているのです。「今の規範はこうなっています」ということは、知っているのです。だから、裁判をしているのです。つまり、変更の要求に対して何も答えてないのです。なぜ規範の変更に応じられないのかということは明言しないのです、これは冒頭に言ったアメリカとの違い、学術会議の会員の任命拒否と同じで、言葉にしない。権力者が言葉を語らない。そういう国なのです。私は非常にやりにくいと思います。

台湾は、アジアで最初に同性婚を実現した国で、台湾の人たちは自分達も先進国の仲間入りをしたと、とても誇らしく思っています。この方、都家威(Chi Chia-wei)さんが、80年代から求め続けていたものが、2019年に実現しました。台湾では、憲法裁判所で判決があり、同性間の婚姻を認めないのは憲法違反である、と判断をしました。そして法律が変わっ

て、結婚できるようになったのです。理由は、日本の憲法にもそのまま当てはまります。同性愛者にも婚姻の自由はあるのに民法は認めていない。これは法律の瑕疵である。法のもとの平等に反するという非常に簡単な結論です。注意していただきたいのは、台湾の憲法は1947年に制定された憲法で、違憲とされた民法は、1930年に制定されたものです。いずれも同性間の婚姻を想定しない時代の憲法と民法です。しかし、こういう結論が出ているのです。つまり、解釈によってそうしているということです。

出産育児目的論、伝統家族崩壊論、これは台湾でも多く言われました。これに対しては、 憲法判断の中で、婚姻制度の目的は出産育児ではなく、同性間に婚姻を成立させても、伝統 家族は崩壊しない旨が判示されました。つまり、異性愛家族は崩壊しないのです。今まで通 り結婚できます。同性愛者が結婚したからといって、異性愛者が結婚できなくなるのではな いのです。何の影響もありません。よって、同性間の婚姻を認めないことは、差別であると いう結論を出しました。

最近、首相になったこの方は、去年こういうことを言っています。これは安倍元総理も国会で、同じことを何度も言っていますが、「同性婚を認めるか否かは、国の家族のあり方の根幹に関わる問題なので、極めて慎重な検討を要するものだと思う」と、繰り返しこのフレーズを言います。我が国の権力者の特徴は、訳のわからない呪文のような言葉を繰り返すことです。総合的、包括的、俯瞰的な立場から、そう考えて学術会議会員の任命を拒否した、と言っていますが、これも訳のわからない言葉です。言葉の意味がわからないっていうのは、この人たちの特徴ですが、「家族の根幹に関わる問題なので、慎重な検討を要する」。これは理由と結論がかみ合っていないと思います。家族の根幹に関わる重要なことなら、すぐにやるべきだと思います。早急な是正が必要、あるいはその是非につき、すぐに検討を開始すべきだと思います。ところが、いつまで経ってもやらないのです。つまりこの呪文のような言葉は同性婚を認めないという意味なのです。しかし、なぜ同性婚に消極的なのか、理由が語られない、これは日本の特徴です。

それから日本の問題を考える上で、見落とせないのは憲法 24 条 1 項です。これを根拠として、日本では同性婚が禁止されているという人がいますが、今日少なくとも参加した方に覚えておいてほしいのは、憲法 24 条は同性婚に関する規定ではないということです。憲法 24 条同性婚違憲論に完全終止符を打っていただきたいです。もう、うだうだ訳のわからない議論をやめてほしいと思っています。それはなぜかと言いますと、憲法ができた時には、同性婚というのは世界中のどこにもなかったのです。憲法は視野に入れてない、つまり未認知なのです。同性婚という現象は、未認知だったのです。未認知なものは、否定できないのです。否定の前提は認知です。認知しない限り否定は、論理的にあり得ないのです。だから、憲法 24 条を、同性婚を否定しているとか、排除していると解釈することは間違っている。認知していないのだから、論理的に排除は無理なのです。認知してからでないと、否定は起

こり得ない。したがって、空白なのです。憲法 24 条 1 項は、異性婚についての規定で、本人たちの意思で合意を成立させなさいと言っているだけなのです。

では、今の時点に立ち、憲法条文を解釈した時、どちらの方が憲法適合的なのでしょうか。 先ほど台湾の憲法解釈にあった通り、同性愛者にも結婚の自由あり、法のもとの平等がある とすれば、婚姻の自由を認める方が憲法適合的だと、私は思います。少なくとも、この条項 を理由として、根拠として、同性婚を否定していると考えることは、余りにも馬鹿げていま す。未認知だったので否定はできないのです。認知して初めて否定とか、認容が生じる。未 認知には、認容も否定も生じないということです。

日本ではなかなか敵の姿が見えないと言いましたが、実は、最近こういうビラが秋田県で配られました。「過激な同性婚運動に気をつけよう」。要するに同性婚に反対してるわけです。アメリカのように、私は反対派と議論したいと思っています。反対派の人と面と向かって議論する、日本にはそういう場がないです。このビラは、めったに出てこない反対派が可視化された珍しい例です。どのようなことが書かれているかというと、映画の中にも出てきた子供に対する悪影響についてです。

また、最近 LGBTQ が増えると、人類が滅亡するという人もいます。ロシアでは同性愛宣伝禁止法という法律があって、子どもへの宣伝を禁止しています。大体、悪影響という意味自体が不明ですが、性的指向というのは本人の意思では変更不能です。こういう異性愛の人って、自分のセクシュアルオリエンテーションに自信がないのだと思います。外から影響を受けると、変わってしまうのではないかという心配があるようです。対して、同性愛者はあまり心配していません。なぜなら、異性愛者の親に育てられて、異性愛社会にどっぷり浸かっていても、異性愛者にはなっていませんから。何か外から刺激を受けたからといって、性的指向が変わるという心配をしません。しかし、こういうことを言う異性愛者はセクシュアルオリエンテーションに自信がないのだと思います。少なくとも、同性愛者が増えたりすることはあり得ないことです。

ただ、多くの同性愛者は偽装して生きていますので、差別がなくなったら異性愛者の振りを止めます。すると、表面的には増えたような感覚はするかもしれません。しかし、実際に増えているのではありません。先ほど30ヶ国を調べてくれと言いましたが、同性婚ができるようになった国で同性愛者が増えている国はないと思います。それから、伝統的婚姻が崩壊するという意見は、例えば一夫多妻とかポリアモリーとか近親婚とか、際限なく広がり、一夫一婦制が崩壊するのではという議論です。同性間の婚姻の問題は、一夫多妻とか、ポリアモリーとか、近親婚とは関係ないと思います。そういう運動をしている方がいるかもしれませんが、我々はそういう運動を少なくともしてないですし、今議論しているのは、同性間の婚姻の可否です。なので、別の問題と関連付けるというのは、もちろんおかしいと思います。それぞれの運動をしているので、それぞれ根拠が違うと思います。婚姻というのは、時代によって変わるものですので、変化を崩壊と認識する必要はなく、その認識は間違ってい

ると思います。また、少子化を加速させる、と馬鹿なことを言う人がいると思いますが、偽装結婚していた同性愛者がたくさんいましたので、偽装結婚をしなくて済むようになると、子どもが減る可能性はあります。ただ、同性カップルも子どもを育てることができますので、プラスかマイナスかわかりませんが、いずれにしてもあまり科学的ではないです。

これは、台湾の同性婚運動をしていた人たちがビラに書いた言葉です。台湾では、婚姻平権運動と呼んでいました。これは、「平等が重要なのであって、結婚は重要ではない」という意味です。先ほど、規範が婚姻を異性間に限定することは、法が同性愛者を低く見る、二級市民扱いすることだと言いましたが、まさにそこにかかわる指摘なのだろうと思います。婚姻規範というのは、序列、優劣をつけます。そういう規範をやめるということが、この問題の一番大事な点なのだろうと思います。

今、日本では裁判を起こしていますが、裁判所に過大な期待することは、非常に難しいです。裁判所にできることは、既に社会で浸透している規範を確認することだけなのです。司法が率先して規範を作り出す、ということは非常に難しい。特に日本の裁判所は、難しいと思います。自治体のパートナーシップ制度や、あるいは企業における扱い、社会的な雰囲気や人々の考え方、これらを先に変えておかないと良い判決はもらえません。要は、社会のコンセンサス、社会通念を先に変えていくことが重要なのです。そうしないと、裁判では勝てないと思います。今日の映画からも、まさにそれがわかると思います。結局は、社会規範を変える地道な取り組みが、最後は裁判に良い影響を与えるのだろうと思います。

#### 質疑応答

## 質問1

映画の中でも指摘されていたように、ドメスティックパートナー制度というのは、たとえ 結婚と同等の権利保障するとしていても、同性パートナーを二級市民として捉えることに 変わりはないです。日本においても制度を取り入れる地域がでてきていますが、すでに多く の国や地域で同性婚が法制化されている現在において、同性間パートナーシップの確立と いうワンステップをさらに踏むということは、何の意義があるのでしょうか。冒頭にお話し てくださった日本の特殊性にも繋がると解釈してよいのでしょうか。

2番目の質問から、お答えするとまさにそうだと思います。議論のきっかけになり、社会的なアジェンダの設定をするという意義があると思います。なぜかは知りませんが、同性パートナーシップ制度について、マスコミは非常に関心が高いのです。どんなに小さな市や町でもパートナーシップ制度ができるとなると、何度も報道が新聞などに出ます。それを見た人たちは当然、話題にするわけですよね。社会的なテーマ設定なのだと思います。それをきっかけに人々が議論をし、そして関心を持つ。そういう意味で、地域ごとに広がっていくというのはすごく大事で、それを契機に地域の人たちはそれに関心を持つきっかけになるのです。だから私はすごく意味があると思います。

なぜ日本のパートナーシップ制度は、アメリカのドメスティックパートナーと違って法的効力がないのに、これを拡大しようとしているのかというと、それは国が動かないからです。先ほど、菅さんの発言を引用しましたが、政府はずっとあのマジックワードを繰り返すだけなのです。法廷でも何十回も言うのです。それ以外何もないのです。つまり前に進まないのです。結局、地方が取り囲んで国が動かざるを得ないような状況を作っていくためには、民意、社会変容というのを見える形で、今60自治体ですけど、100、200になりましたよと言うということが、国に対するプレッシャーになるのだと思います。つまり、国を動かすためのテコだと思います。地方は国を動かすためのテコで、テコがなければ国は動かない。国は大きいので。

#### 質問2

台湾婚姻平権運動が 1986 年に始まったというお話で、台湾のケースで、性の多様性などに関する教育を受けた世代というのが、今回の選挙の有権者になって選挙結果を後押ししたという話を聞いたことがあります。この教育制度の変革も取り組みの一部だったのでしょうか。また、さらに他の分野に対しての取り組みというのは、なされていたのでしょうか。

先ほど、86 年から同性婚運動を始めた人がいるという話をしましたが、実は当時は郝家威さんが1人でやっていました。組織もなければ、団体も何にもないんです。おそらく2000年代の初め頃までの20年間ぐらいは、彼が1人でやっていたのです。他に誰も関心を持たなかったのです。そういう時代がずっと続きました。他方で、女性運動がすごく盛んになっています。戒厳令が87年に解除されて、90年代に入って女性運動が立ち上がりますが、その中にレズビアンの人たちがいたのです。それで徐々に女性運動の中に、性の多様性とか、そういうことが入ってくるのです。

その中で性別教育平等法という法律が、2000年代の初めにできて、学校教育で LGBT について扱うことが法律で決められるのです。それができてもう 20年近く経ちます。そういう教育を受けた人たちは、もう大人になっています。そうすると投票行動にも当然変化が出てきます。今回、同性婚ができるようになったことは、学校における教育が変わったことによる影響が非常に大きいと思います。

それから、就業における差別の禁止、教育における差別の禁止や LGBT 教育の実施が法律によって決められていたことは、同性婚を準備する上で役に立ったと思います。決して、それは最初から結びついていたわけではないのですが、結果として見れば、そういうことになったということだと思います。やはり教育はすごく大事で、人間の考えを形づくるのです。時間はかかりますが、非常に確実です。だから教育を変えるというのはすごく大事。

性の多様性について教育で教えることは、非常に大切ですが、まだ日本では新指導要領にも入っていないので、全国一律には始まっていません。一部の学校による取り組みで、それに対する抵抗もあるし、バックラッシュもあるし、結構大変ですけども、教育はゆくゆくは世の中を変えていく。非常に大事なチャンネルだと思います。これは、保守派もわかっているので、これまた争いの元になるわけで、教育で何を教えるかは結構重要です。要は、将来のヘゲモニーを握るための鍵になりますから。

あと台湾の人は、若い人も含めて投票率が非常に高いです。これも日本と違うところです。投票率が、7割とかになります。投票するためには戸籍の所在地に帰らなくてはならず、現住所では投票できないのにもかかわらず、みんな故郷に帰って投票する。そこは日本とだいぶ違います。自分たちの将来は自分たちで決めるという意識が、非常に高い。民主主義の素養が高いといいますか、自分たちが民主主義を支えてるのだという意識が非常に高いです。日本もそう思ってくれたら少しでも変わるのではないかなと思います。そこしか希望ないですね。若い人たちに投票に行ってもらう、そこしか私は日本の希望はないと思います。それをできないなら駄目ですね。

## 質問3

日本人の配偶者として認められず、日本人と同性婚した外国人が、国外退去させられるというような報道を目にしたことがあります。政府が同性婚に目を向けてくれない今、国際結婚をした日本人はどのように権利を守っていけばいいのでしょうか。

その通りです。今、訴訟にもなっていますが、外国で外国の人と日本人が同性間で結婚して、パートナーを連れて日本に帰ってきても、配偶者としてのビザがもらえません。したがって、他に就労ビザとか、就学ビザなど合法的な身分がない限りは、日本に滞在できないという問題があります。結局、留学ビザを取るために、日本語学校に入学し、学校にはほとんど行かないけれど、学費を払ってビザを取り続けている人もいます。それか、日本で職に就いて、就労ビザを取るという方法しかないのです。それでも、職がなくなってしまった場合には、オーバーステイになる、イリーガルになるということになります。退去処分を受けた人もいましたが、20数年間日本にいる台湾の方でしたので、訴訟になって裁判をして、一昨年、国の方がその国外退去を撤回し、配偶者ビザではないですが、在留資格を与えました。例外的で、すごく大変でした。

ビザを取りうる方法は、配偶者以外の別の方法でビザを取得するか、それができないなら、一緒に外国に出るしかありません。そうすると、日本から人材が流出します。国益、あるいは経済的に非常にマイナスです。優秀な人材が日本から出て行かざるを得ないのです。企業の中には、同性パートナーがいるという社員が辞めざるを得ないとなると、マイナスです。だから、同性婚を認めるべきだということを企業をバックに主張するところもあります。全体としては、何の得にもならないことを意味不明な根拠に基づいて続けている、というのが現状です。

### 質問4

事前フォームでも一番多かった質問なのですが、2つの事例を学んだ上で、日本で生活する私達は、市民として、学生として、これから何ができるのか、同性婚の実現を目指す者のアクションとして、どのようなことが挙げられるかという質問です。鈴木先生が考える学生としてできるアクションがあれば、教えていただきたいです。

関心を持ち続けて、それを口に出して議論し続けることだと思います。最終的に、選挙の 投票の基準にするということを口にすることです。例えば、SNSで、同性婚に賛成する議員 に私は投票します、ということを言い続けることなどです。候補の人もそうです。選挙に勝 ちたいと思う人は、同性婚に賛成し始めます。つまり、勝つためには、同性婚に賛成しない とやばいなと思わせるのです。そうすると、変わっていきます。議員の選挙に出る人という のは、はっきり言うと勝てれば何でもいいのです。自分が勝つためには何をしたらいいの か、何が有利なのかということしか考えてませんから。だから、選挙民の多くが同性婚を望 んでいる状況で、それに賛成しないと負けるとわかれば、途端に変わります。だから、まず 若い人たちは第一に選挙に行く、私はこれが最も重要だと思います。

そして、投票して、選択の基準としてこの問題が大事だということを発信し続けることだと思います。そしたら、この国は変わります。ぜひ、お願いしたいと思います。日本で同性婚ができても、例えば我々の世代の人間にとっては、もうどうでもいいわけです。その意味では若い人たちのために運動をやっているのです。やはり、次の世代により良い社会を残したいと思ってやっているのです。自分たちのためならば、もう人生半分以上終わってるので、どうでもいいのです。だから、あなた方、学生の皆さんの世代が、より幸せに暮らせる、より自分らしく暮らせる、そういう社会を若い人に残したいなと思っているからなのです。みなさんが、そういう投票行動を取っていただくということが、政治に対するもっとも強いプレッシャーになるのだと思います。どうかよろしくお願いします。